

給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)の提出依頼について

平素は、瑞浪市税務行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。令和8年度市・県民税賦課のため、給与支払報告書等の書類をお送りいたします。下記事項にご注意いただきご記入をお願いします。

令和8年度(令和7年分)給与支払報告書の提出期限は令和8年2月2日(月)となっていますが、事務処理の関係上、誠に勝手ではございますが令和8年1月20日(火)までにご提出をおねがいいたします。

本パンフレットは住民税の正確な計算のために、給与支払報告書作成時にご注意いただきたい点について、特筆して記載させていただいております。

給与支払報告書に関する詳細な記載方法は、国税庁ホームページまたは国税庁が発行する「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」(以下、手引と言います)の記載方法を参照の上、記載してください。

記

- 1. 給与の支払いを受ける人、被扶養者、支払者の個人番号または法人番号の記入が必要です。
- 2. 住所、氏名(フリガナ)、生年月日の記入は、必ず住民登録(令和8年1月1日現在)してあるものを記入してください。なお、瑞浪市に住民登録がされていない人でも、令和8年1月1日現在瑞浪市に生活の本拠があれば課税の対象になります。
- 3. 受給者番号を使用される場合は、その番号を記入の上、番号順にして提出してください。
- 4. 給与支払報告書を再提出される場合は、⑩摘要欄に朱書きで「再提出」と記入の上、提出してください。
- 5. 控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族のうち、令和8年1月1日現在国外に居住している非居住者の情報の記入が必要です。控除対象扶養親族等の区分欄や摘要欄の書き方に注意して記入してください。
- 6. 扶養親族のうち16歳未満の人(平成22年1月2日以降に生まれた人)の数は「⑥16歳未満扶養親族の数」欄に記入してください。
※障害者控除は16歳未満の扶養親族にも適用されます。また、16歳未満の扶養親族の数は市・県民税の非課税範囲やひとり親の判定等に関係するので、記入漏れのないようご注意ください。
- 7. 社会保険料等の金額について、給与から天引きしている健康保険、厚生年金保険等のほか、年末調整時に本人が申告された国民健康保険、介護保険、国民年金保険、小規模企業共済等掛金等がある場合は、その金額を含めて記入してください。

※⑩摘要欄の記入事項3及び裏面⑨社会保険料等の金額をお読みください。

〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地
瑞浪市役所 総務部 税務課 市民税係
TEL (0572) 68-2111 (内線117・118)
FAX (0572) 66-3809

給与支払報告書の書き方(裏面の続き)

⑩摘要欄の記入事項

- 1. 5人目以降の扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名等の記入
対象扶養親族の氏名と続柄を記入してください。この場合、氏名の前に⑥に記入する括弧書きの数字を付記し、個人番号との対応関係が分かるようにしてください。
また、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を氏名の後に付記してください。
 - ・国内居住で16歳未満の場合：「(年少)」と付記してください。
 - ・国外居住の控除対象扶養親族の場合：手引を参照の上、対応する区分の「(01)～(04)」を付記してください。
 - ・国外居住で16歳未満の場合：「(非居住者)」と付記してください。
 - ・特定親族の場合：手引を参照の上、「(10)」のように対応する区分の数字を付記してください。
- 2. 配偶者控除の対象ではない同一生計配偶者が、障害者または特別障害者に該当する場合
給与所得者本人の合計所得金額が、1,000万円を超える場合の同一生計配偶者は、配偶者控除を受けることが出来ませんが、障害者にかかる控除は受けられます。この場合の同一生計配偶者が、障害者、特別障害者に該当する場合は、配偶者の氏名の後に同一生計配偶者である旨を(同配)と付記してください。
この場合、「(源泉・特別)控除対象配偶者」には記入をしないよう注意してください。
- 3. 給与天引以外の社会保険料控除額がある場合
給与天引き以外の国民健康保険、介護保険等を含めて年末調整した場合は、各保険料の控除額を摘要欄に記入のご協力をお願いします。
【3の記入例】

(摘要)	
国民健康保険料	78,900
介護保険料	24,600
- 4. 中途就職者の前職分の記入
中途就職者の前職分収入を含めて年末調整した場合は、前職分の支払金額、社会保険料の金額、源泉徴収税額および事業所名を記入してください。
前職分との重複課税防止のため必ず記入してください。
- 5. 特別徴収できない場合
受給者への給与の支払いが一定でない等、市・県民税を特別徴収(給与天引)できない特別な事情がある場合のみ「普通徴収」と必ず記入してください。
記入がない場合には、特別徴収可能と判断することがあります。
【6の記入例】

(摘要)	
住民登録地：岐阜市藪田南1-1	
- 6. 給与所得者本人の住民登録が瑞浪市にない場合
令和8年1月1日現在の住民登録地を記入してください。
- 7. 所得金額調整控除の適用がある場合
所得金額調整控除の適用があり、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を付記してください。
 - ・同一生計配偶者が特別障害者の場合：配偶者の氏名の後に「(同配)」と付記してください。
 - ・扶養親族が特別障害者又は23歳未満の場合：扶養親族の氏名の後に「(調整)」と付記してください。ただし、「⑪(源泉・特別)控除対象配偶者」、「⑫控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族」に記入されている場合は、記入を省略できます。

給与支払報告書の書き方

①住所・氏名・個人番号

住所・氏名(フリガナ)は令和8年1月1日現在の状況を記入してください。

②特定扶養親族の数

控除対象扶養親族のうち19歳以上23歳未満の人(平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人)の数を記入してください。

③老人扶養親族の数

控除対象扶養親族のうち70歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)の数を記入してください。

老人扶養親族が同居している場合は、「H」欄にその人の数を記入してください。

④その他の扶養親族の数

控除対象扶養親族である16歳以上の人(平成22年1月1日以前に生まれた人)のうち、特定扶養親族、老人扶養親族以外の人の数を記入してください。

⑤特定親族の数

特定親族(受給者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人)がいる場合には給与から控除した特定親族の数を記入してください。

⑥16歳未満扶養親族の数

扶養親族のうち16歳未満の人(平成22年1月2日以降に生まれた人)の数を記入してください。

※表面左側の6をお読みください。

⑦障害者の数

(源泉)控除対象配偶者、扶養親族及び同一生計配偶者のうち障害者控除の対象者の数を記入してください。特別障害者が同居している場合は、特別障害者「K」欄にその人の数を記入してください。

例：控除対象扶養親族3人のうち
1人が同居の特別障害者である場合

控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		
特 定	老 人	其 他		人	人	特 別	其 他	
⑥ 人	④ 人	④ 人	④ 人	人	人	④ 人	④ 人	人
				3		1	1	

※配偶者控除の対象ではない同一生計配偶者の障害者控除については表面の⑩摘要欄の記入事項2をお読みください。

⑧特定親族特別控除の金額

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した額を記入してください。

⑨社会保険料等の金額・⑪国民年金保険料等の金額

本人の申告による小規模企業共済等掛金の控除分がある場合、下記の例のように内書となりますので注意してください。

社会保険料等の金額に国民年金保険料等がある場合は、⑫欄に金額を記入してください。

※表面の⑩摘要欄の記入事項3もお読みください。

例：給与等からの控除分…………… 913,386円
申告による小規模企業共済等掛金………… 120,000円
申告による国民年金保険料…………… 176,460円
(⑫欄に記入が必要です)

社会保険料等の金額				円
⑩内	1	2	0	0
	1	2	0	9
			8	4
			6	

⑩摘要欄

※表面の⑩摘要欄の記入事項をお読みください。

⑪(源泉・特別)控除対象配偶者の情報

控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。

※退職した方で源泉控除対象配偶者を有している場合も、記入してください。

(記入例)

8給与支払報告書(個人別明細書)

※ 別 整理番号

※ 区分

支給を受ける者の住所

岐卓県瑞浪市上平町1丁目1000番地

氏名

瑞浪 一郎

種別

給与

支払金額

12000000

給与所得控除後の金額(調整控除後)

99000000

所得控除の額の合計額

5419846

源泉徴収税額

296600

(源泉)控除対象配偶者の有無等

配偶者(特別)控除の額

特定

老人

その他

特親

16歳未満扶養親族の数

障害者の数(本人を除く。)

非居住者である親族の数

130000

1

2

2

1

1

5

1

1

3

⑧特定親族特別控除の額

510000

⑨社会保険料等の金額

120000

1209846

生命保険料の控除額

120000

地震保険料の控除額

50000

住宅借入金等特別控除の額

178000

(1)子 瑞浪 三郎(非居住者)

(2)子 瑞浪 空子(年少)(調整)(非居住者)

ミズナミ物流(株)支給額5,800,000 社会保険料357,920 源泉徴収税額98,800 (R5.6.30退職)

生命保険料の内訳

新生命保険料の金額

180,000

旧生命保険料の金額

100,000

介護医療料の金額

90,000

新個人年金保険料の金額

360,000

旧個人年金保険料の金額

180,000

住宅借入金等特別控除適用数

2

居住開始年月日(1回目)

27

1

10

住宅借入金等特別控除区分(1回目)

住(特)

住宅借入金等年末残高(1回目)

11,500,000

住宅借入金等特別控除可能額

178,000

居住開始年月日(2回目)

4

12

20

住宅借入金等特別控除区分(2回目)

住

住宅借入金等年末残高(2回目)

9,000,000

(源泉・特別)控除対象配偶者

(フリガナ)

ミズナミ ハナコ

区分

氏名

瑞浪 花子

個人番号

234567890123

配偶者の合計所得

400,000

国民年金保険料等の金額

176,460

旧長期損害保険料の金額

19,600

基礎控除の額

所得金調整控除額

150,000

控除対象扶養親族等

(フリガナ)

ミズナミ カズオ

区分

氏名

瑞浪 一男

個人番号

987654321098

16歳未満の扶養親族

(フリガナ)

ミズナミ アキコ

区分

氏名

瑞浪 明子

個人番号

876543210987

30

(フリガナ)

ミズナミ タロウ

区分

氏名

瑞浪 太郎

個人番号

345678901234

04

(フリガナ)

ミズナミ ジロウ

区分

氏名

瑞浪 次郎

個人番号

456789012345

16

未成年者

外国人

死亡退職者

災害者

乙欄

本人が障害者

⑩特別

⑪その他

⑫寡婦

⑬ひとり親

⑭勤労学生

中途就・退職

⑮受給者生年月日

就職・退職

年

月

日

元号

年

月

日

昭和

38

5

10

⑯支払者

個人番号又は法人番号

987654321098

住所(居所)又は所在地

岐卓県瑞浪市上平町1丁目1番地

氏名又は名称

瑞浪商事 株式会社

(電話)

0000-00-0000

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記載してください。

⑫配偶者の合計所得

控除対象配偶者、または配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記入してください。また、年の途中で退職した方が源泉控除対象配偶者を有している場合は、源泉控除対象配偶者の所得の見積額を記入してください。

※配偶者控除の適用がある場合についても、配偶者の合計所得金額の記入が必要となりますので、注意してください。

⑬所得金額調整控除額

所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の金額を記入してください。また、摘要欄への記入が必要な場合があります。

※表面の⑩摘要欄の記入事項7をお読みください。

⑭住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	A	居住開始年月日 (1回目)	C	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	D	住宅借入金等年末残高(1回目)	E	円
	住宅借入金等特別控除可能額	B	居住開始年月日 (2回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)		円

A：住宅借入金等特別控除適用数

家屋の新築又は増改築等をして住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときは、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び年末残高を記入してください。

B：住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。

C：居住開始年月日を必ず記入してください。

D：住宅借入金等特別控除区分
適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)
認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増…特定増改築等住宅借入金特別控除の場合
また、該当住宅の取得や増改築が「特定取得」に該当する場合には、「(特)」を、「特別特定取得・特例取得・特別特例取得」に該当する場合には、「(特特)」を、「特例特別特例取得」に該当する場合には、「(特特特)」を付記してください。

例：特定増改築等住宅借入金特別控除の適用があり、特定取得に該当する場合は「増(特)」と記入します。

E：住宅借入金等年末残高を記入してください。

⑮扶養親族の情報

氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。令和8年1月1日現在、国外に居住している控除対象扶養親族や、特定親族については手引を参照の上、区分欄に対応する区分の番号を記入してください。16歳未満の扶養親族は区分欄に「○」を記入してください。

⑯5人目以降の扶養親族等

5人目以降の控除対象扶養親族もしくは16歳未満の扶養親族の個人番号を記入してください。その場合、摘要欄への記載が必要です。

※表面の⑩摘要欄の記入事項1をお読みください。

⑰乙欄

主たる給与の支払いが他にある場合は○を記入してください。

⑱寡婦・ひとり親

年末調整において寡婦・ひとり親に該当することとなった場合、該当する欄に○を記入してください。

⑲受給者生年月日

受給者が未成年者であるかの判定や同姓同名の方の判別に使用しますので正確に記入してください。元号は漢字で記入してください。

⑳支払者の個人番号または法人番号

給与支払者の個人番号または法人番号を記入してください。